

『動閑茶湯書』（その二）

『茅葺數寄屋寸法』

解説

(故)十世 大泉道鑑

十一世 大泉道鑑

校閲

中村琢巳

【解題】

数奇屋という言葉は、現在では茶室と同様な意味で使われているが、この茶室の系譜は二つに大別され、そのひとつは室町時代に見られた会所のような書院（広間）で、もうひとつはわび茶誕生後の草庵茶室と言われているものである（『茶の湯入門』）。室町時代でもすでに書院造りの中に茶室風の数奇屋が建てられていたが、茶聖千利休（大永二年～天正一九年＝一五二二～一五九二）の時代には茶室を数奇屋、囲い、座敷、小座敷あるいは茶湯座敷と呼ぶようになった（『茶道辞典』）。利休没後、代表的な大名茶の茶人古田織部（天文一三年～元和元年＝一五四四～一六一五）及び小堀遠州（天正七年～正保四年＝一

五七九～一六四七）の茶室には、鎖の間や広間も見られるようになり、また莊厳な東山時代の唐物の茶風も復活したように見受けられた。ところが、同じ大名茶人でありながら片桐石見守貞昌（石州 慶長一〇年～延宝元年＝一六〇五～一六七三）は、わび茶を深く探究し続け、なおかつ貴族的な「高貴さ」を取り入れて石州流を完成させた（『清水動閑註解石州流三百箇條付仙台藩茶道』『よくわかる茶道の歴史』）。石州は、大和小泉の居城の北方の丘に慈光院を創建し、亭主床の形式を有する二畳台目や三畳の草庵茶室及び書院を建設した。また、奈良の当麻寺中之坊には四畳半で円窓を有する茶室を建てたが、これは草庵の風躰から離れた新しい作意を持つものとして興味深い（『片桐石州の茶』）。

一方、仙台藩茶道は、藩祖伊達政宗（永禄一〇年～寛永三年＝一五六七～一六三六）が京都で活躍していた高名な茶人一世清水道閑（天正七年～慶長元年＝一五七九～一六四八）を、茶道頭に招聘したことに端を発している。その跡を継いだ二代藩主伊達忠宗（慶長四年～万治元年＝一五九九～一六五八）の命に従つて、石州流の流祖石州のもとで一三年の永きにわたり、茶湯の修行を積み、帰藩後茶道頭に任せられた（『数奇道心法』『石州流系図写并聞書ノ写』）。二代動閑は、石州が

に註解を大幅に加味した『清水動閑註解石州流三百箇條』(三巻) 及びそれに関連の深い茶湯書『動閑茶湯書』(一八冊) を著わした(『清水動閑註解石州流三百箇條付仙台藩茶道』)。この二つの文献は(図1)、仙台藩茶道石州流清水派(当流)では、歴代の茶道頭・宗家(図2)を経て、筆者に正しく継承されてきた証となるものである。しかも、これらの内容は、十世大泉道鑑(明治四二年～平成二二年)一九〇九～一〇一〇)が前者の三巻に加えて後者の一八冊中の『客呼様之書』『客挨拶之書』『客呼様客振之書』『床之内之書』『風炉茶湯書』『三斎公御咄之書』及び『道具押形』の七冊の解説研究を行つて、前に触れた著書を上梓したことにより、初めて明らかにされた。最近、筆者はこの『動閑茶湯書』の未発表の一冊のうちの『露地之書』の翻刻を『茶の湯文化学』第三三号に発表した。『動閑茶湯書』に含まれていた『茅葺數奇屋寸法』(図3)の翻刻はそれに次ぐものである。

この数奇屋に関する文献の冒頭には「北野大茶湯之時、利休此数奇屋始テ作。寸法、此已後ヨリ此寸法ニテ数奇屋岡出来申モウス事也」とあり、これに統いて具体的な内容として、茶室の建て方、その心得及び建材の寸法の詳細が記述されている(図4)。その具体的な茶室の構成部位として、柱、軒の桁、屋根裏の軒や垂木、代戸等に言及している。従つて、わび茶を大成した利休及びそのわび茶を深く探究した石州の茶室に対する理

念が色濃く反映されていると考えられる(『片桐石州の茶』)。さて、旧仙台藩領内には、当流歴代の茶道頭が作庭に深く関わったとされる文化財指定の庭園が散在している。国指定文化財としては、二世動閑が作庭したと伝えられている伊達家御一

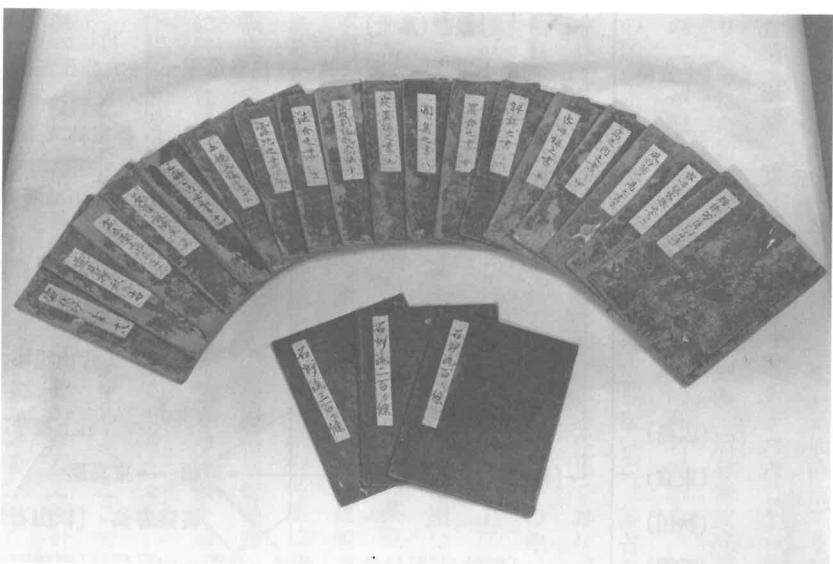
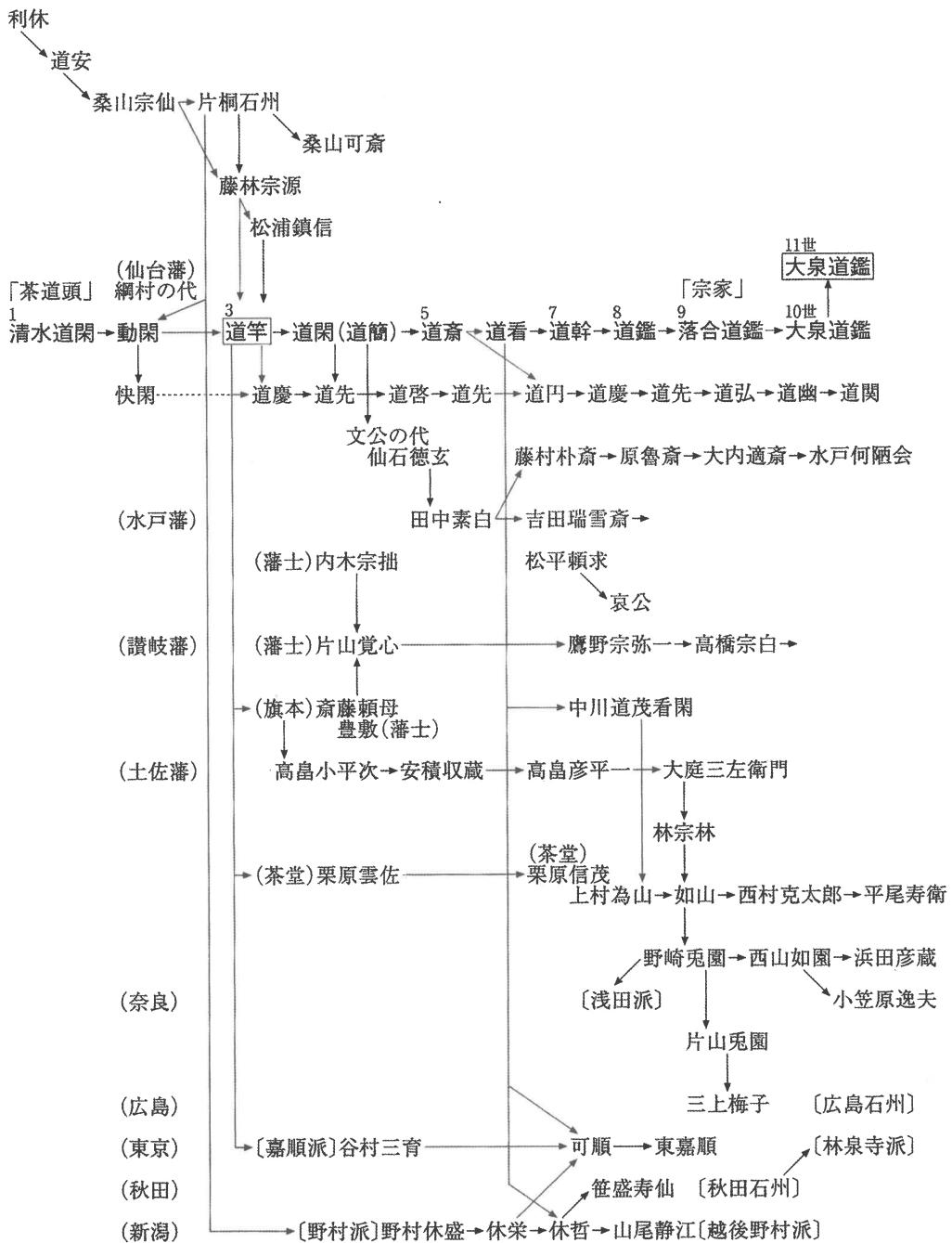


図1 『清水動閑註解石州流三百箇條』(下段3巻 大きさ：横15.0cm、縦20cm) 及び『動閑茶湯書』(上段18冊 大きさ：横15.5cm、縦20.8cm)



注：この系譜は、横に時系列、縦に地方への広がりを示す。

図2 石州流清水派の系譜

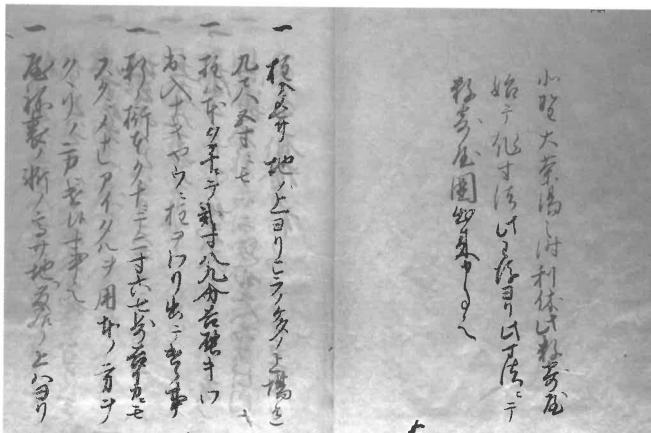


図4 『茅葺數寄屋寸法』の本文の1丁目(右)及び2丁目(左)

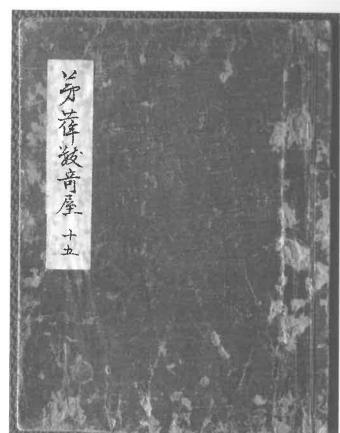


図3 『茅葺數寄屋寸法』

丁数: 28枚 大きさ 横15.5cm 縦20.8cm

家筆頭鮎貝氏の居館の煙雲館庭園（氣仙沼市）及び当流の祖三世清水道竿（寛文二年～元文二年＝一六六二～一七三七）により造られた岩出山伊達家の大名庭園・旧有備館庭園（大崎市）の二つが池泉回遊式庭園として特に有名である。この前者の中の居館には、今では茶室が見当たらないが、後者の池に浮ぶ御中島（茶島）には、四畳半の茶室が現存しております。その中に三世道竿作の花筒が掛けられていたと言う。その他、三世道竿の作庭と言わってきたものの中には、佐沼城々主亘理氏庭園（露地）とその邸宅もよく知られており、その母屋には茶室が残されていて（『関』）。しかしながら、これらの茶室の作者等には不明な点が多く、これらを解明する研究は緒に着いたばかりであると言つても過言ではない（『宮城県の名勝に関する特定の調査研究事業報告書』）。従つて、今回翻刻資料は、旧仙台藩内に残されているこれらの茶室の成立等の詳細を解明する研究に手掛かりを与えるものと考えられる。

以上述べたことを総合的に考察すると、ここで示した『茅葺數寄屋寸法』は、当流の茶室の作製の单なる指針となっていただけに止まらず、石州流全般の茶室の特徴を明らかにし、更に利休以降の茶室の成り立ちを解明する研究の進歩に貢献すると期待される。

【凡例】

(1)

家蔵の『茅葺數寄屋寸法』を底本とした。法量は縦約二〇・八cm、横一五・五cm、本紙二八丁である。

(2) 翻刻には、適宜、句読点を付した。

(3) 漢字は原則として現在通用の漢字（常用漢字・人名用漢字）を用いた。変体仮名は平仮名に直した。

平仮名書きの部分で漢字を充てることのできるものには傍らに（）で示した。また同様に難読漢字には読み仮名を付した。

(4) 本文の註釈は、初出の語に合番を付し、翻刻の後にまとめ記した。

【本文】

茅葺數寄屋寸法

北野大茶湯之時、利休此數寄屋

始テ作ル。寸法、此已後ヨリ此寸法ニテ

數寄屋岡出来申事也。

一 柱ノ長サ、地ノ上ヨリヒラノケタノ上端迄九尺五寸ニモ。^②
一 柱ハ本クチニテ式寸八、九分吉。壁キワ^{〔際〕}出入ナキヤウニ柱

ヲワリ出テ遣候事。

一 軒ノ桁、本クチニテ二寸六、七歩吉。イカニモスケニメナ
レアイタルヲ用。本ノ方ヲククリノ方ニ遣候事也。^⑤

一 屋^{〔根〕}祢裏ノ軒ノ高サ、地敷居ノ上ハヨリ桁ノ上ハ迄五尺三寸
五歩、石ノ上ヨリ地敷イノ上ハマテハ一尺五寸八歩、地ノ
上ヨリハ一尺八寸五歩。

一 地敷居ノ上ハヨリ天井コモノ下ハマテハ五尺九寸弐歩。^{〔端〕}

一 床ノフカサ、下ノ地敷居ノ^{〔面〕}ツラヨリ床ノ向ノ地敷イノツラ
迄弐尺六寸。此内、カマチ有ル柱ノ前ノツラヨリカマチヲ
五歩入テ仕合事。^{〔幅〕}

一 同床ノハハ、柱ノ内法四尺三寸。此柱ハ下ノ地敷イ上メン
ニ立テ申事。^{〔幅〕}

一 同床フチノ高サ式寸七歩、アツサ壹寸五歩。但、^{〔塗緑〕}
ニメ。

一 落カケノ事。床フチノ上ハヨリ落掛ノ下ハマテ四尺八寸三
分、下ノ地敷イノ上^{〔端〕}ハヨリ落カケノ下ハ迄ハ、五尺一寸ア
リ。^{〔幅〕}

一 同床ノ天井ノ高サ、床ノ地敷居ノ上ハヨリ大輪ノ下ハマテ
七尺三寸八分、天井板ハ杉目ト^{〔通〕}リニテ、カカミ板也。同
床ノ大輪、見付一寸六歩半、松ノ角也。^{〔立〕}

一 床ノ内地敷イノツラ九分、壁下地カラハ一寸三分ニメ吉。^{〔立〕}
一 同床ノ四分一ハ、地敷居ヨリ糸メン程入テ、タテ申候。大

輪ノチリモ地敷イノ如ク同チリ合也。

一 床ノ落カケ、見付一寸武分半、下ノハハ二寸三分、杉丸太

目通ラ角ニメ、メンノ所ニ丸ミヲ残ス也。

一 四畳半ノ内、イツレモ寄敷居ノ高サ一寸七分半、上ハハ壁
下地ヨリ三寸三分塗リテ、九分ノツラ也。

一 床ノヲトシカケノ上外ノ見付ニ、天井ノ廻りフチノ下ニト⁽¹⁴⁾
マリ有。サシ渡シ一寸六歩ノ丸木有り。⁽¹⁵⁾本末同フトサニメ、
見付ニツラ不レ付、下ニモ隨分ツラ不レ付ヤウニ木ヲハリ

出シ、イカニモスクニメ、壁キワ出入ナキヤウニメ、此上
ニ本末同シフトサノ竹、サシ渡シ七歩半ノ竹ヲ重テ打付申
候。則、天井ノ廻リフチ也。木ト竹ノ末ウチ違テ竹ノ目ヲ
見付ニナシテ、トマリノ木ヨリ少入テ吉。トマリノ木ノ本
ヲ床ノ上ニ用ル竹ハ、本末ヲノケテ中ヲ遣申候。節間八寸
計、跡先ノ節同寸ニアラサルヤウニ仕候事。一間半通也。

一 跡先ノマワリフチノ竹、本クチニテ壱寸分、中程ニテ吉。
竹ノ目、三方ナカラ見付ノ方ニナスヘシ。⁽¹⁷⁾節合右同。

一 天井フチ、木クチニテ七歩半計、竹節合右同。⁽¹⁸⁾一間ニ九通^(とおり)
也。但、トマリフチ共。

一 此天井ト屋祢裏トノ間ニトマリノ落カケ有。此木ノフトサ、
本クチニテサシ渡式寸一步計ノ丸太也。イカニモスクニメ
本末ナレアヒタルヲ用、本ヲ洞戸ノ方ニ置也。此木ノソハ
ニ、中フチ程ノ竹ヲ下ヘナシテ、落カケノ上ハト竹ノ

上ハヲ合、天井ノ方ヨリヲトシカケニ引付テナラヘテ打ナ
リ。落掛ニツラヲ付候ハテ、竹ノアイタスカササルヤウニ
木ヲハリ出テ打付候。此ヲトシカケノアトサキニ、トマリ

柱ハ内ヘハミセス候。外各片フタニメソレニモタセ申候。

勝手ノ方ニテハ両ヲヌリコメニシテモタセ申候。

一 右ノヲトシ掛ノ上、屋祢裏ノタルキカケハ、ヲトシカケノ
下端ヨリ八寸三分上ニ、タルキカケノ上ハヲ合候て打申。

竹ノフトサ本クチニテ一寸一歩、節間九寸五分計、コレモ
本末ヲノケ候中ヲ用候。竹ノ本ヲククリノ方ニ用、本ノフ
シヲ四寸五分ニ切テ吉。但、末ノフシト同寸ニナキヤウニ
竹ヲエラビ申候。

一 タルキ打ヤウノ事。両脇ノ、トマリタルキハ、柱の内ノツ
ラトタルキノ内ノツラト一メンニシテ、目ヲワキニナシ申
候。中ハ下ヘ見申候。一間半、両脇共ニ七本ナリ。竹ノフ
トサ本クチニテ一寸武分計、節間八寸二、三分吉。下枝ヨ
リ切テ、ソレヨリ末ヲ用ル也。

一 コマイ竹ハ、フトキ所ニテ四分半程ニテヨシ。^(節)
^{(21) 禾舞}五分計打チカエテ、武本ツツ、竹ノ目ハ下ヘモ脇ヘモ乱ニ
打申候。カイツルハ、コマイ竹ヨリ、少ホソキ^(細)カ吉。此竹
ノ目ハ下ヘシルナリ。コマイノカス^(數)、メントコマイトモニ
八通也。上下ノメント、キハノコマイハ一本ツツ、アユミ
ハ中スミ四寸四、五分計ニテアイ申候。コマイノカキヤウ

ハ、ツキノト、ムキ合八文字くトカキ申候。

一 裏板ノハハ式寸五分六、七分ニモ。少ツツ大小有テ吉。目ノ間三分ツツスク。板目ノヘキ板也。

一 メントハ、アツサ三分程。

一 ヤネウラノタルキ、外の軒ノ長サメント板ノ外ノツラヨリ五寸二切也。廣木舞ニハ唐竹ヲ用申候。フトサ本クチニテ七分半、フシ合九寸計、青竹吉。タルキハナヨリ八歩入テ打也。但、是ハ茅葦ノ四畳半ニ仕事。

一 勝手ノ方洞戸ノ上ニヲシト(して)、一間半ノ鴨居アリ。杉ケ

タニテ、見付九歩ニメ、高サハノキノ桁ノ上ハト鴨居ノ上ハヲ合申候。則、クシ形ノ鴨居ニ勝手ノ方ニモ用申候。但、此鴨居、勝手ノ方ニテハ洞戸脇ノホウ立柱迄見申候。

一 クシカタハ右ノ鴨居ノ下ハヨリ出、九分計ツキサカリ申候。ハハ式尺七分、柱ノ内法也。此木ウ立障子、スリノ方ハホウ立柱ヲミ申候。ハハ式寸アマリニメ、内ノ方ハ角ヲ丸メ、出付程サクリ入ル也。

一 同タテ付ノ柱、式分サクリ込。障子ヨセ也。

一 クシ形ノナリ、額ヲヌリテ四寸ニ有レ之様ニ、立ツケノ柱ニ付サケ申候。出トマリハ鴨居ノ下ハヨリ七寸八歩ヌリテノ寸也。

一 此障子、打子トモニ横拾五本、タテハ打子共ニ四本、アツサ六分半。ノリノ付カタノハハ四分ニテモ四分半ニテモ。

一 一間半トヨリタル付鴨居ヨリ下ニ、見付一寸七分ノ柱立申候。コレハ洞戸取付申候柱ナリ。クシカタノ立付ノ柱ヨリ

一間ニメ立申候。トヨリ鴨居ヨリ上ハ、カイテ取也。勝手ノ方ニテハ天井マテトヲル也。洞戸ノ内ニテ此柱ノハハ式寸八分、木ハ京丸太ヲツクリテ、見付ノ方ハ所々丸ミヲ少ツツ見セ申候。桧木丸太モ遣申也。

一 洞戸ノヒロサ式尺五步、柱ノ内法也。奥ヘノフカサ一尺四寸八分。但、前ノ地敷居ノサキノ角ヨリ向ノ四歩一ノ柱迄。但、畠ノツラノ寸也。

一 洞戸ホウ立見付六分半、奥ヘノハハ式寸也。此ホウ立、勝手ニテハトヨリ鴨居ト也立ノホリ候。クシ形ノ障子ヲ引跡ノ柱ニ用申候。タウコノ高サ一尺九寸、敷居ノ上ハヨリ鴨居ノ下ハ迄同。鴨居ノアツサ八分、下端ノハハ式寸四分、同洞戸柱ニ一分入テ仕合候。洞戸ノ天井ノ柱ヲ鴨居ノ上ハヘ、モタセ候。(廻) (輪) (面)マワリノ大ワカモ一メンナリ。

一 タウコノ角ノ柱ハ勝手ノ方ヘハ不レ見候。箱ニサシテ柱モ大ワモ内ヨリツケ申候。柱ハ四分半四方、大輪四分半ニツヨク地フクモ同シ出ハ也。四分一ノ柱ハ、タイハ地フクヨリ糸メン程入テ仕合、地フクノハハ一寸ニメ板ヲハメニメ、内外ヨリ地フクハ見申候。同地フクノ高サ六分、是ヲ地敷居ノ上ハヨリ一分サケテ仕合、敷居ヨリ上ハ、五歩上ル也。一同、三方ノ板ヲ立ニメ、上ノ木クチニ天井板ヲモタセテツ

ツムナリ。

一 タウコノ両脇ノ柱ニ板ヨセヲメ、洞戸ヲ取付申候。上ハ鴨居ノ上ニ、ツヨキ出モチヲカモイニ重(かさね)、此出モチニカケ

金力ネヲ打テ取付申候。此出モチ、座敷ノ方へハ見セス、勝手ノ方ニハ見申候。

一同ヲチノ棚ノ高サ、地フクノ上ハヨリ棚ノ上ハ迄一尺弐寸

一步、板ノアツサ三歩半ニツヨク、ハハ八寸。

一 棚モタセ候(棟)サンハ、アツサ三分ニツヨク、トヘノハハ四分半、板ノハヨリイトメンホトサンヲミシカク仕也。

一 此障子立打子共ニ四ツ、横打子トモニ五ツ。

一 (座敷)サシキノククリノ事。横柱ノ内法三尺七分半、高サ弐尺二寸六分半、敷居上ハヨリ鴨居ノ下ハ迄。

一 ククリ戸、カマチ見付六分半、アツサ八歩、上中下ノサンモ見付ハ六分半、アツサハ板ノアツサホトノケ、同亦チリ程取合テ。

一 上ノサン、鴨居ノ下ハヨリ一寸八歩半サケテ置ヲ中スミニ仕候事。中下同し見付。目板ノハハ七分半、アツサ一分ニ少ツヨク、板三枚ニメ中ノ板八分廣ク仕候事。亦一枚ヲ同シヒロサニメ、ハキ板ヲハハ三寸弐歩ニ仕候モ有レ是ハ京力カリ。

一 カマチキハ、板ノ仕合サネニメ。

一 ハサミ敷居ノハハ一寸八分、アツサ六分半サク。同ハサミ

鴨居ハハ、アツサ右同。

一 立付ノ柱、戸ノカマチ程サクリコミ、ソレヨリ外ニ見付八分ノ柱ヨセヲウチツケ申候。廣サハ戸カマチノアツサ程

マサメヲ見付ニメ。

ハサミ敷居ノハナノ長サ、柱ヨセヨリ五分半出メ。鴨居ノハナハ、六分半長ク出ス。

一 柱ヨセ、鴨居ヨリ上ヘ六分半出シ申候。

一 ククリノ敷居ノ上ハハ、見付弐寸二分半、ソレヨリ外ニ戸

ヲ引也。

一 鴨居のハハ弐寸二分、アツサ八分、立付ノ柱ヨセノ内ノ角ヨリ四分半出メ仕合申候。ホウ立ハ木クチ一寸八分丸太、

松ノ皮ツキヲ敷居ノ外ノ角ヲ合テ仕合候。此ホウ立、カモイヨリ上ハ外ヨリハ見エヌナリ。片フタニシテ、内ハ軒ノ桁迄トトク也。木ノフシアイ如何ニモ、トヲキカ吉。鴨居モホウ立ノ内ニテトメ申候。ホウ立、尤戸スリノ方ハ、ツラ付申候。三方ハツラ付不レ申、ハリ出シ、スクニ仕候事。

一 ククリ跡ノトマリ柱ハ栗ノ皮ツキナリ。フトサ本クチニテ一寸八分、節有打曲(くわらゆが)ミ候所ハ、カンナニテ所々ケツリテ立ヘシ。軒ノケタ迄外計見候様ニカタフタニシテ、打付申候。ケタノ下ヨリ七、八分、木クチヲ余シテ切合申候。但、ウラ板ツカヘヌ程ニシテ吉。柱ノ立所ハ、ククリヲアケテホウ立ヲ三分半ホト外カラミルヤウニトマリ柱ヲ立テヨシ。

此脇ノ間柱ハ竹也。栗ノ柱ト跡ノ柱トノフリワケニ立ヘシ。

此上ノ取ツキヤウハ、ノキノケタノ(なかすみ)中墨迄、ノハシテ打付申候。ククリ跡ノ柱モ竹(まばしら)ノ間柱モホリ込也。

ハサミ敷居ヨリ下ニ間(ま)ノツカ柱、杉ケタニテ見付七分ニツクリテホリコミニ立ヘシ。但、ククリヲ立テ、カマチノ跡ヲツラト一面ニ立ル也。此サキヲ則、敷居ノハサミモノニ用候也。

ククリ引手ノフトサ、見付五分ニ少ツヨク、板目ヲ見付ニメ、アツサ四分也。

ハサミ鴨居ノ跡(鼻)ノ出ハナ、トマリ柱ノツラ四分出ルナリ。

同ハサミ敷居、鴨居ニテ、テウノメヲ下ニ五所、上ニ六所、(如何)イカニモ乱ニアリ。

ツキ上ノアキ所、一間半ノ真中ノタルキヲ衝上ノ中タルキニ用、ハハ一尺六寸三分。但、タルキ両脇ノカイツルヲ残スナリ。カイツルノツラヨリ三分出テ切アクル也。板ノ切

クチナリ。木舞モ裏板ノ切クチト一メンヨリ少コマイ引込也。キワマル所ハ一尺五寸七分アル(ビ)ヘシ。長サ一尺八寸弐分、下ノメントコマイノツラ々三分置テ切アクル也。上のコマイノツラカラハ五分、板ヲミル也。

同ムナトイノ仕様ノ事。立(棟)ノソトトイノハハ式寸五分、窓

フタヲモツ。中アセノハハ七分、内ノカヘリトイノハハ五分、内ノア(妻)三分、中アセノタケ高ク候。窓フタノカマチ

ハ内ノツラヲ合申候。但、内ノカヘリトイハ障子ノ上ハト

同シツラニ、中アハセヨリサケテ仕合。裏板ノ上ハヨリ中アセノ上ハ迄式寸五分ナリ。内一寸七分下ニカヘリトイノ

上ハアリ。

上ノ横ムナトイハ、ハハ三寸、亦ハ四寸モ吉。中アセ七分、返リトイ五分、障子引込ボラ八分、障子ノ上ヨリ棟トヒノ上ハ一寸七分、ハシリハウ(ラガ)板ニ付テ、アツサ一步計トイノ下ハニ別ノ板ヲ打付テ、障子ヲ持セテ吉。(障子)シヤウシノ分

六分合、裏板ノ上ハ各トイノ上ハ迄二寸五分、トイノアツサ也。コレヲ取アワセ候。横トイノカヘリトイハ、同中アセト一メン也。

下ノ横モアツサ同シ。但、内ヲ一分ホトサ(決)クリテ障子(寄)ヨセ

裏板ノ切クチヨリ両ワキ一寸式歩引込テ、クテトイヲ仕合、上下ハ八歩ツツ引込テ仕合申候。

一 衝上雨戸ノサンハ内ノツラト両ワキ下、此三方ノ桶ノ内ハヲ合申候。上ハカヘリ桶ヲ内ニシテ、中アセニビ(肘)チヲ打申候。カマチノフトサ七分四方、中サンハ壹分オトリ也。中サント中ノ竹木舞ト同通、大形仕合申候。シャウシモ木舞ノ通ニ横(骨)ノホネヲ合申候。

ツマノクツ板、ツキ上ノ横桶ノ上端通り大形ヨク候。カヤノ下ノツキ上、両脇杉板ニテ、サシマハシ候。シナイ

板有。

一 上ノ横樋二両覆有。雨戸仕合マハル様ニ仕候。板ノハハハ、

樋ノハハホトニ仕候。ヨコサン有。

五尺三寸計。

一 ツマヨリ前に出ルソハノキノ長サ一尺六寸五分。但、ソハノキノケシヤウ木舞アユミハ中スミ五寸ハカリ。

一 ヒラノ軒ノ長サ、ククリノ方ニテハニ尺六寸、タル木ノ長サナリ。ケタ中スミヨリ也。

茅葺之事

(組)

葭天井ヨリ上ノカテクミハ、軒ノ桁少ノハシテ置也。両ヒラナカラ天井トマリノ通ニカタフタノ柱ヲ立て、トマリヲ打付ル。ソノトマリノ通リノ上ニ妻ウツハリヲ仕也。⁽²⁵⁾ 則、カヤノタルキカケニ用也。亦、ソレカラ桁ユキニ、シキ桁ヲシテ、棟ノツカ柱立申候。

一 妻ノツカ柱ハ、ヒサシノタルキカケノトヨリヨリ一尺程入

テ立ルナリ。ソレヲツマノケシヤウ柱ニ用ル。木ハ京丸太ニテ仕候。ツマハ式間也。棟木モ京丸太也。竹木舞ノ長サヨリムナ木ヲハナニテ一寸計ミチカクシテ、ツカ柱ノフトサ本クチニテ三寸、棟キハ少ホソクシテ。

一 木舞ハ、カネテヨリ少ヌルク仕候。但、九寸ニシテアフヘキ也。

一 マユツツミ長サ九尺五寸六歩、ヒサシノ上ヲヤトメニ壁ニ付テウツヲ、マユツツミト云也。⁽²⁶⁾ ツマウツハリノ上ハヨリ

マユツツミノ下ハニテ一尺三寸、マユツツミハ三寸四方計。一四尺ハマユツツミノ上ハヨリ棟木ノ下ハ迄。此分ハツマノ小壁ノ事。但、ケタユキノ木ノ上ハヨリムナ木ノ下ハ迄、

一 ツマヨリ前に出ルソハノキノ長サ一尺六寸五分。但、ソハ

ノキノケシヤウ木舞アユミハ中スミ五寸ハカリ。

一 ヒラノ軒ノ長サ、ククリノ方ニテハニ尺六寸、タル木ノ長サナリ。ケタ中スミヨリ也。

一 前ノヒサシノ高サ、地ヨリ茅フキノケタノ上ハ迄七尺六寸七歩、同下ノヤネウラノケタノ上ハ迄ハ地々七尺二寸也。但、此上ニタル木コマイノ上ニカヤヲ持桁ヲシキテ、右ノ寸也。ヒラノ高サ九尺五寸、土ヨリノキノ桁ノ下ハ迄。但、

ノキノケタ三寸ハカリニシテ、ヒサシノカヤモツ桁ハ式寸八歩ニメ。

一 タルキヒラ、勝手ノ方ノ木ノ長サ式尺一寸、茅シリ右同。

一 ヒロ木舞ノ打所、タルキノ木クチヨリ一寸式歩入テ一寸九分ノ廣木舞ヲ打也。何モノキノマワリノコマイノカキヤウ、

カイツラ^(ル脱カ)、ヤネウラノコトシ。⁽²⁷⁾

一 ククリノ方カヤヲモツ軒ノケタハナノ長サ、ヒラノ方ヘ一尺九寸五分出ルヲク也。

一 玄関タルキノ長サ三尺六寸、桁中ヨリ。

一 ヒラノヲシケタノハナノハシタルニ、スミタルキヲモタセ、ヒサシノ軒ケタノ一尺九寸五分ノハナニモタスルナリ。是ヲ則スミ木ニ用ル也。

一 ツマノククリノ上ノハイ付ノタルキ桁ハナヲ五寸入テスミ

(隅)

タル木ニ取付ナリ。ハイ付トハ、角ニ打タル木ノ所ヲ云。

一 勝手ノ方ノヒサシソハノキハ、一本間^(二丈)打

一 ヒラククリハキノタル木ノ打様アフキタルキニ一本間^(二丈)打

也。

一 ツマトヒラトスミノトリアヒ、木舞打様、同通ニアフモア

リ、アワヌモクルシカラス。

一 ククリ立付ノ柱、カヤヲ持柄ノケタ迄ノハシテ、下ノヤネ

ウラノケタヲモ柱ヘサス也。左右同。

一 茅ヲ持柄ハ、衝上ノ立トヒニテ、両方トマリ候。内ノヤネ

ウラト カヤフキトノ間シヤウフ板ヲ立申候。勝手ノ方モ

同シ。

一 衝上立棟トヒノ上ハ、カヤヲ持タルキ打也。但、其間ハク

サリ合テ打也。ヤネ裏ノタルキト同シ通リニハ、ウタレヌ

モノナリ。カイツルモ同前也。内ノヤネ裏ノ軒ヲシトヲメ、

玄関ノ上モトヲリ、二重ノキニ仕事。

一 ヤ中ニ六寸マワリノ竹ヲ仕事。イカニモヤネニコウモリヲ

メ。但、コウモリハ、カヤニテノ事。

一 軒ノアツサ六寸。但、軒ノ出ハハ、ヤネウラノ軒ヨリ長ク

出ル也。

一 カヤウラハ^(萬)也。タル木ハナヨリ、カヤシリ五寸出ル也。

一 額ノ打所、マユツツミヨリ、額ノ下ハ一尺壹寸也。

一 ハカマコシノ板ノハハ五寸八分、長サハ棟木ノキハノ木舞

ヨリ五間メニ板ノ上ハヲ合テ木舞ノ木クチヨリ一寸入テ、内々打付申候。

一 額ノナキハ、マユツツミノ上ニハハ六寸ノ腰板ヲ壁ニ付テ、

カヘ下地カラ打付申候。

一 四畳半ノ内床ノ内ノ窓ノ長サ一尺九寸、横一尺五寸三分、

地敷居ヨリ三尺一寸。但、^(塗)ヌリテノ寸也。間柱モ有、向ノ

四歩ニ付テ切申候。柱ノ方ニカイツル、其アイモヨシ。

此障子タツ打子共三本、横五本、ツリシヤウシ也。

一 同ククリ脇ノ大窓、敷居鴨イノ間二尺六寸八歩、同シキイ

ノ上ニ八分土ツク。上ハ鴨イニスリ付ヌル。ククリノ立付

ノ柱^(立)障子寄ノ竹ノ内角ニテ、三寸七分置テ八分ヌリトメ

有テ、ソレヨリマトノハハ二尺一寸ナリ。下ノ地敷イノ上

ハ各窓ノ敷居ノ下ハ迄ニ尺一寸、敷居ノアツサ八分、鴨居

九分、長サ五尺六寸五歩、敷居ヲハ柱ニ取付、カモイハ切

テ、トマリニクレ竹ヲ打也。立ツケノ竹ハ敷居ニホリコミ、

鴨居ノ木クチニ打付申候。跡ハ上下木クチニ打ツケ、天井

廻リスチノ下ハ迄ノヘ申候。ハナ切クチ同カヘシ、右ノマ

トノ寸ノ内、敷居ノ上ニ一寸土付申候。カイノクチ有。此

障子立ノ組子、中ニ一ツ、横ハ打子共七本ナリ。

一 衝上ノ下ニ有レ之窓ハ、敷居鴨居ノ内ノリ二尺一寸九歩、

横二尺一寸也。桁ノ下ハヨリ鴨イノ上ハ迄四寸三歩、上下

ハ敷居鴨イヌリ付申候。ワキハツキアケノ中ノタル木ヨリ

一寸五分勝手ノ方ニヨセテ、窓ノ立付ノ釣竹ヲツリ申候。

ヌリトメ迄一寸也。敷居、鴨イノ長サ、クシカタノ立付ノ

柱迄參候。但、四尺五寸有、此障子、立障子也。連子マト
〔如〕コトシ。但、間戸ノ内見ヘ申候。外ノ間柱竹、カイノクチ
ヨリチカク、キハトク候ハハ、間柱竹ヲ三分程ククリノ方
ヘニカシテ吉。^⑥

一下地窓ノ間ワタシ、大小共立ハ間一尺三分、横ハ一尺ニメ
吉。何ノ所モ同。

一窓ノ障子、大キナルハ組子ノ見付二分八〔厘〕^{〔厘〕}、アツサ五分
半、打子四分ニ六分。

一小障子ハ見付二分半、アツサ五分、打子ハ三分ニ五分半。

一窓障子ハタツノ中ニ一本、打子共ニ三本、横ハツネノコト
ク、連子障子ハ横中ニ一本ナリ。ウチコトモニ三本也。タ
ツハ、ワリ合テ間四寸余リニ仕候。連子ノ數モ障子ホネノ
カスホトニ仕事也。

一代戸、小ハ見付五分半ニ七分、サン五分半四方、四分半ニ
六分ニモ、サンハ四分半四方。大ハ七分ニ八分、六分半四
方ニモ。中ハ六分ニ七分半、サンハ六分四方ニ。^⑦

一刀掛、ククリ上ニ一重有。カマチ七分半ニ五分半、ハリネ
タハ五分半ニ五分、ツリキ同シ。但、ハリネタ四本、上下
のカマチハナ一寸七分。

一二尺九寸五歩ハ長サ、ハハ一尺一寸五分、ホウツヘノ長サ、
〔頬杖〕

鴨居ノ下ハカラ九寸三分、上ハ木舞二間メノ中也。

一ククリノ上ヲカヘ仕候時ハ、何レノ座敷ニテモ丸太ノホウ
立也。此四畳半ハ刀懸ノ棚ツル所ノナキ故、ククリノ上ヲ
カヘニメ軒ヲノヘテ、ククリノ上ニ刀掛ヲ一重ニツリタリ。

余ノ数奇ヤニテ刀懸ツリ所余ノ所ニ有レ之テ、ククリノ上
窓レンシ有レ之ハ常ノホウ立ニ仕事也。

一四畳半ノスミノ柱ノ下ヲ式尺五、六寸カイテ取、下ヲ丸ク
立也。柱ノ下ヲスカハ、皮付ノ丸太柱吉。曲タル柱ノコトクニメ、

ソキタチニ皮ヲ付テ、ユカミ木ニメヌリ廻ス事也。

一カヤハ、葉ヲスクリステテ、クキ計ニテフキテ吉。ヤネス
ヌリマハ□ニハ、皮付ノ丸太柱吉。曲タル柱ノコトクニメ、
ソキタチニ皮ヲ付テ、ユカミ木ニメヌリ廻ス事也。

一マユツツミニハヨシヲ、タハネテワラビナハニテ、間八、
九寸ツツニハリ合テ、二重ニ廻メユウナリ。ユイフシハ七
分、下ニナシテ見セス候。ヨシノフトサモ八、九寸、一
尺廻ニモ見合能カツカウニ仕事也。三寸四方ノ木ニテモ仕
事也。

【注 稹】

①出来——物事の出来上ること。②柵——柱の上に渡して垂木を受ける材。③寸——寸法。④本クチ——本口。元口。丸太材の根本

に近い方の太い端。⑤イカニモ——出来るだけ。⑥ククリ——潜。にじり口。⑦カマチ——框。床などの横にわたす化粧横板。⑧仕し

合—作り様。⑨落カケ—落掛。おとしがけ床の間の上にかけわたす横木。

⑩大輪—台輪。寺院建築等の柱頂部をつなぐ厚い板。⑪カカミ板—鏡板。框・額縁に入れた平滑な一枚板。⑫見付—部材の正面の幅。主に框などの仕上材、化粧材に用いる。⑬系メン—角材の四隅を細く面取りすること。また、その面。⑭トマリー—止。

⑮とまるところ⑯終り、果て。⑯本末—本と末。⑯隋分—出来るだけ。⑰節合—「竹の節の配列」つまり、「竹の節の位置や並べ方」のこと。⑱洞戸—「洞庫」。茶室の内部、点前座脇に設けられる水屋の一種。「道籠」「道幸」や「堂庫」などとも書く。⑲タルキカケ—垂木掛。差し掛け屋根や庇などの垂木を、

柱（壁）側で受けるために取り付けられる横木のこと。⑳タルキ—垂木。屋根板などを支えて、棟から軒にわたす木。㉑コマ

イ—木舞。軒の垂木にわたす細長い材。㉒カイツル—搔蔓。かいづる材を搔くための蔓。ここでは、化粧屋根裏の垂木や小舞（屋根や

壁の下地に用いる竹、細木材）の搔蔓。㉓ホウ立—方立。門や出入の扉の両側に付けた厚い豎板。㉔サクリー—堀ること。㉕立ツケ—立付。㉖打子—一般に板などの部材に打ち付ける形のものを打子と呼ぶ。例えば、打子障子の場合は、腰板付き（板に桟を打ち付ける）の障子を指す。ただし、ここでは、楕形の

茶道口なので、「打子トモ」の表現から勘案すれば、中ほどの桟の本数だけでなく、縁の側も含めての本数と考えられる。㉗出モチ—出持。でもち固定式の洞庫の天板を付けるための勝手（木

屋）側の框（横木）と思われる。㉘中墨—中隅。建築物あるいはその部材の中心線。㉙サネ—実矧。板材を矧合せる（接合する）ための継手の総称。㉚問柱—下地窓の外側に太い竹を一

本入れたものを言う。㉛ツカ柱—束柱。短い柱。㉜ツキ上—突き上窓。㉝中アセ—中畦。覆戸の下、障子の上にくる木枠と思われる。㉞ウラカ□板—裏板と思われる。㉟ウツハリ—梁。屋根をささえるために、横に渡した太く長い材木。㉞シキ桁—敷桁。壁の上部を連結しておく桁で、小屋梁または根太などの端を受けるもの。㉞ヒサシ—庇。本屋から外側に差し出した片流れの

小屋根。㉞マユツツミ—眉包。屋根妻面下端の横木で、一般的には「前包」と呼ぶ部材のこと。㉞ソハ—ソバ。側。㉞カヤモツ桁—茅持桁。他の箇所で記載されている、「茅ヲ持桁」や

「茅フキノケタ」と同じ意味と思われる。㉞タルキヒラ—垂木平。「垂木の平」の意味で使われていると考えられる。ここでは、垂木が平（建物の桁行正面）の側へ張り出していると推測される。㉞カイツラ—搔蔓。材を搔くための蔓。㉞ケタハナ—柄鼻。桁の部材のうち、横へ柱よりとび出した鼻の部分。㉞スミ木—隅木。けたばな木の上端を受ける木。㉞一本間—一本おき。㉞シヤウフ板—化粧材の板。化粧材の部位のことを「菖蒲」と呼ぶ。㉞カヤシリ—茅尻。屋根をふいた茅のはし。㉞ハカマコシ—袴腰。袴の背後の腰にあたる部分。㉞組子—格子または窓・障子などの組

み合わせた細い材。⁽⁵¹⁾連子——窓や欄間などに縦または横に一定の間隔を置いてとりつけた格子。⁽⁵²⁾カイノクチ——貝の口。断面が丸みを帯びた形状。ここでは、下地窓の左官工事の仕上げを、

断面を見て貝の口の形に丸くすること。⁽⁵³⁾ニカシテ——逃して。離して。⁽⁵⁴⁾間ワタシ——間渡。壁下地にやや太い竹や木を横にわ

たしたもの。⁽⁵⁵⁾代戸——板戸（雨戸）と思われる。⁽⁵⁶⁾ネタ——根^だ。床をはるために必要となる下地。⁽⁵⁷⁾スクリ——スグリ。選ぶこと。⁽⁵⁸⁾スネテ——束ねてきつちと結ぶこと。⁽⁵⁹⁾ユイフシ——結節。

結び目。

〔参考文献〕（五十音順）

『原色茶道大辞典』井口海仙、末宗広、永島福太郎（監修）淡交社
昭和五十年

『茶道辞典』桑田忠親 東京堂 昭和四十三年
『清水動閑註解石州流三百箇條付仙台藩茶道』十世大泉淑子（道
道鑑藏）丸善出版センター 昭和五十五年

『数奇道心法』東京国立博物館蔵
『石州流系図写並聞書ノ写』鈴木政道 東京国立国会図書館蔵
『茶室露地大事典』中村昌生（監修）淡交社 平成三十一年

『茶の湯入門』熊倉功夫 平凡社 昭和六十年
『道筆拾駄』十世大泉道鑑 十一世大泉道鑑『茶の湯文化学』二十
八号 九〇一—一〇〇頁 平成二十九年

『動閑茶湯書』二世清水動閑 十一世大泉道鑑蔵
『宮城県の名勝に関する特定の調査研究事業報告書』文化庁・宮城
県教育委員会 平成二十八年

『よくわかる茶道の歴史』谷端昭夫（株）淡交社 平成十九年

『露地之書』二世清水動閑 十一世大泉道鑑蔵

謝 辞

本稿の御高閱と解釈の困難な用語について御指導を賜わりました東北工業大学建築学部准教授中村琢巳先生並びに解読の困難な箇所のご指導を賜わりました元宮城県史編纂室故岩間初郎先生に謹んで感謝の意を捧げます。また、本稿を上梓するに当り、終始有益なご助言を頂きました東北工业大学非常勤講師氏家清一先生、東北福祉大学大泉研究室森聰子様及び志村佳苗様に深謝申し上げます。

〔参考文献〕（五十音順）

『片桐石州の茶』米原正義等 講談社 昭和六十二年

『茅葺數寄屋寸法』二世清水動閑 十一世 大泉道鑑蔵

〔関〕（第二十七号）十一世大泉道鑑 全日本石州流茶道協会 平成

（令和三年四月十八日受理）
（故十世 おおいづみ どうかん・仙台藩茶道石州流清水派宗家）
（十一世 おおいづみ どうかん・仙台藩茶道石州流清水派宗家）
（なかむら たくみ・東北工业大学建築学部准教授）